

○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）

（変更点は下線部）

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介</p>

第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
六級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千十 四

地域区分	サービス種類	割合
乙地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の十二 十三

	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千十 七
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千二 十一
その他	すべてのサービス	千分の千

一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
------	------	-----

	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千二 十八
	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千三 十五
その他	すべてのサービス	千分の千

一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域
------	------	-----

六級地	岡山県	岡山市
その他	すべての 都道府県	その他の地域

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。

乙地	岡山県	岡山市
その他	すべての 都道府県	その他の地域

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものではない。

改正案	現行
<p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。))を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項(指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する場合を含む。))の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(居宅サービス等区分)</p> <p>第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び福祉用具貸与</p>	<p>(居宅介護サービス費の代理受領の要件)</p> <p>第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(居宅サービス等区分)</p> <p>第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共</p>
<p>与並びに定期巡回、随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び複合型サービスからなる区分とする。</p> <p>(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)</p> <p>第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)</p> <p>第七十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画(指定居宅サービス等基準第二百二十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。))を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。</p> <p>(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)</p>	<p>同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))からなる区分とする。</p> <p>(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)</p> <p>第六十九条 法第四十三条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)</p> <p>第七十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。</p> <p>(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)</p>

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(特定介護予防サービス等基盤業務二百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 (略)

一五 (略)

五の二 利用者の推定数

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二五十三 (略)

2五十四 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二五十三 (略)

2五十四 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一五 (略)

五の二 利用者の推定数

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 (略)

一五 (略)

(新設)

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所の名称及び所在地

二五十三 (略)

2五十四 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二五十三 (略)

2五十四 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一五 (略)

(新設)

# [ 提出期限について ]

## 体制の届出

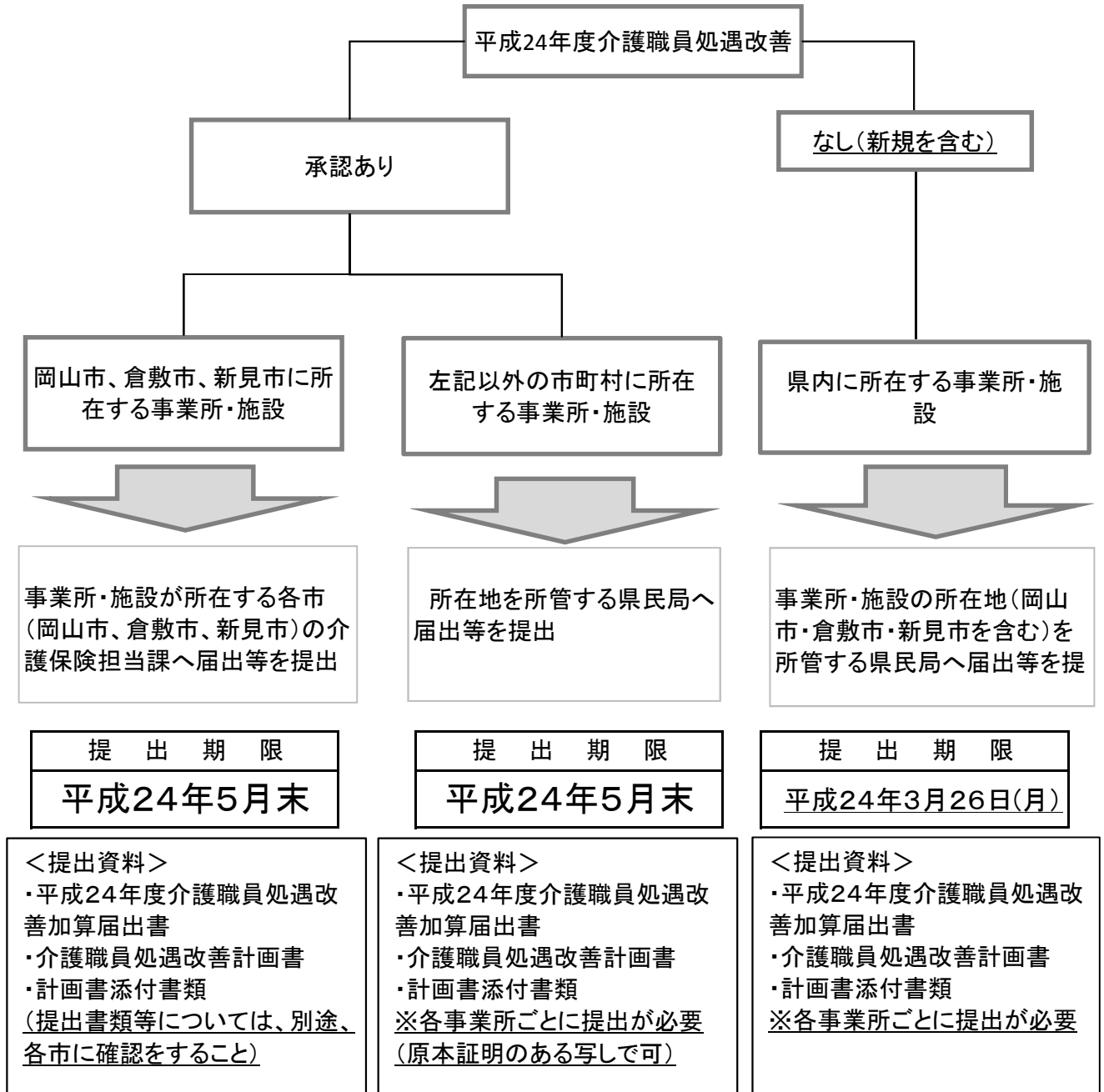
○体制の届出は、事業所の所在地を所管する県民局に提出してください。

(岡山市、倉敷市、新見市が所在地の事業所も所管する県民局に提出)  
 (注意)必要な届出がない場合には、4月提供分の請求が返戻となることがあります。

**提出期限は平成24年3月26日(月)です。**

ただし、4月以降は、岡山市、倉敷市、新見市が所在地の事業所は、各市へ提出することになります。  
 なお、施設系サービスは、4月2日(月)が届出期限となります。

## 介護職員処遇改善加算の届出



## 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について（素案）

介護職員処遇改善加算の算定については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）並びに「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しますので、ご知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

介護職員処遇改善加算の算定については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）並びに「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しますので、ご知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いしたい。

### 1. 基本的考え方

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

このため、当該交付金の交付を受けていた介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）は、原則として当該交付金による賃金改善の水準を維持することが求められる。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸

与並びに介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与並びに居宅介護支援及び介護予防支援は算定対象外とする。

## 2. 加算の仕組みと賃金改善等の実施

### (1) 加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。サービス別加算率については、別紙1に掲げる表1を参照のこと。

### (2) 賃金改善等の実施等

#### ① 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

介護サービス事業者等は、加算の算定額に相当する介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならぬ。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

※ 介護サービス事業者又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）のサービス利用者数の大幅な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められる理由がある場合には、適切に労使の合意を得た上で、賃金水準を見直すこともやむを得ないとの解釈を示す。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

#### ② 介護職員処遇改善計画書の作成

##### i) 介護職員処遇改善計画書の記載事項

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「厚生労働大臣

が定める基準」(以下「算定基準」という。) 第四号イ(2)に定める介護職員処遇改善計画書を、次の各号に掲げる記載事項について、別紙様式2により作成し、別紙様式3により都道府県知事等(介護サービス事業所等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、介護サービス事業所等の指定権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は、市町村長とする。以下同じ。)に届け出ること。

- 一 加算の見込額 3により算定された額
- 二 賃金改善の見込額 各介護サービス事業者等において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。)の総額であって、一の額を上回る額
- 三 賃金改善を行う賃金項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載する。
- 四 賃金改善実施期間 原則4月(年度の途中で加算の算定を受けられる場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月まで
- 五 賃金改善を行う方法 賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

ii) 必要書類の添付

加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善計画書に併せて、労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。)及び労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)(以下「計画書添付書類」という。)を添付し、都道府県知事等に届け出ること。なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、その提出を省略させることができる。

③ キャリアパス要件等届出書の作成

算定基準第四号イ(7)(以下「キャリアパス要件」という。)及び(8)(以下「定量的要件」)(以下「キャリアパス要件等」という。)については、次に掲げる基準の適合状況に応じた4の所定の率を加算額に乗じるものとする。

キャリアパス要件等については、別紙様式6のキャリアパス要件等届出書を都道府県知事等に提出していることをもって要件に適合したものとす。

なお、都道府県知事等は、加算を算定しようとする介護サービス事業者等が、過年度にキャリアパス要件等届出書の提出をしている場合において、当該届出書の内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

(キャリアパス要件)

次の一又は二に適合すること。

- 一 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。

ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

二 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa)又はb)に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

a) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b) 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、

休限の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

イ アについて、全ての介護職員に周知していること。

（定量的要件）

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額を全ての介護職員に周知していること。

④ 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特別介護職員処遇改善計画書は、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。都道府県等（介護サービス事業者等の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県、市町村長である場合は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、以下同じ。）の圏域を越えて所在する介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）にいても同様とする。なお、この場合、別紙様式 4 により、別紙様式添付書類 2 及び添付書類 3 を添付して、都道府県知事等に届け出なければならぬ。また、介護職員の賃金改善に係る経費については、当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含むものとする。

なお、複数の介護サービス事業者等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならぬ。

⑤ その他

加算の目的や、算定基準イ（5）を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

### 3. 加算の見込み額の計算

介護職員処遇改善計画書における加算の算定額の見込み額は、次の計算による。

介護報酬総単位数×サービス別加算率（別紙 1 に掲げる表 1）（一単位未満の端数四捨五入）×一単位の単価（一円未満の端数切り捨て）

介護報酬総単位数は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数とし、算定を受ける年度における介護サービスの提供に係る見込みにより算出する。この場合、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

また、加算の見込み額は、各サービス別に都道府県等ごとに作成するものとし、複数の介護サービスを提供する介護サービス事業所等において、介護職員処遇改善計画書を一括作成する場合は加算の見込み額の計算については、別紙 1 に掲げる表 1 に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された単位（1 単位未満の端数切り捨て）を合算すること。

なお、上記は計画を作成する際の見込みの算定方法であり、実際の介護報酬総額は、次の計算による。

（介護報酬総単位数＋介護職員処遇改善加算の単位数）×一単位の単価（一単位未満の端数切り捨て）

### 4. 加算の単位数

年度内に支払われる加算の単位数は、介護報酬総単位数に、別紙 1 のサービス区分及び次の各号のキャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率を乗じて得た額（1 単位未満の端数四捨五入）とする。

- 一 算定基準イ（7）又は（8）のいずれか一方に適合する場合 90/100
- 二 算定基準イ（7）又は（8）のいずれにも適合しない場合 80/100

### 5. 加算の停止

都道府県知事等は、介護職員処遇改善加算は、加算を算定する介護サービス事業者が次の各号の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全



部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

なお、複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して介護職員処遇改善計画を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を実施して実施する。指定権者間の協議に当たっては、都道府県が調整することか望ましい。

- 一 算定要件を満たさなくなった場合
- 二 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

#### 6. 都道府県知事等への届出

加算の算定を受けようとする介護サービス事業者等は、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

ただし、介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。

また、年度の途中で加算の算定を受けようとする介護サービス事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。

#### 7. 平成24年度当初の特例

平成24年度については、平成24年度に介護職員処遇改善交付金の承認を受けていた介護サービス事業者等は、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給することとする。この場合、各介護サービス事業者は、平成24年5月末日までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

なお、介護職員処遇改善交付金の承認を受けていない介護サービス事業者等（新たに都道府県知事等の指定を受ける介護サービス事業者等を含む。）の介護サービス事業者等については、加算の算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。なお、当該事業者等であって、平成24年4月から算定を受ける場合は、平成24年3月20日までに介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に提出すること。

#### 8. 都道府県知事等への変更の届出

介護サービス事業者は、加算を算定する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
- 四 キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率が変動する場合又は2（2）③一又は二の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

#### 9. 賃金改善の実績報告

介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

- 一 加算の総額
- 二 賃金改善実施期間
- 三 第二号の期間における次の事項
  - ア 介護職員常勤換算数の総数
  - イ 介護職員に支給した賃金総額
  - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- 四 実施した賃金改善の方法
- 五 基本給を介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載すること。  
第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業

主負担増加額を含む。)

賃金改善に要した費用については内訳を記載することとする。この場合、5の第三号の書類を添付することで差し支えないものとする。また、内訳の計算に当たっては、介護サービス事業者等の賃金改善方法等に応じた適切な方法によるものとする。

六 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアアパス要件等の適合状況に 応じた加算率		
	表3の① に該当 (ア)	表3の② に該当 (イ)	表3の③ に該当 (ウ)
・(介護予防)訪問介護	4.0%		
・夜間対応型訪問介護			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%		
・(介護予防)通所介護	1.9%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護	3.0%		
・地域密着型特定施設入居者生活介護			
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%		(ア)により算出した単位 (一単位未満の端数四捨五入)×0.8
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%		(イ)により算出した単位 (一単位未満の端数四捨五入)×0.9
・複合型サービス	3.9%		(ウ)により算出した単位 (一単位未満の端数四捨五入)×0.8
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.5%		
・介護福祉施設サービス			
・地域密着型介護老人福祉施設			
・(介護予防)短期入所生活介護			
・介護保健施設サービス	1.5%		
・(介護予防)短期入所療養介護(老健)			
・介護療養施設サービス	1.1%		
・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))			

表2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
・(介護予防)訪問看護	0%
・(介護予防)訪問リハビリテーション	
・(介護予防)福祉用具貸与	
・特定(介護予防)福祉用具販売	
・(介護予防)居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	
・(介護予防)訪問看護	
・(介護予防)訪問リハビリテーション	
・(介護予防)福祉用具貸与	

表3 キャリアアパス要件等の適合状況に関する区分

① 2-(2)-①-③のキャリアアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者
② 2-(2)-②のキャリアアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
③ 2-(2)-③のキャリアアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない対象事業者

介護職員処遇改善計画書(平成 年度届出用)

事業所等情報

事業所等情報	介護保険事業所番号	.....
事業者・開設者	フリガナ	.....
主たる事務所の所在地	〒	.....
事業所等の名称	フリガナ	.....
事業所の所在地	〒	.....
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覽表による」と記載すること。	フリガナ	.....
	電話番号	.....
	FAX番号	.....
	フリガナ	.....
	電話番号	.....
	FAX番号	.....
	フリガナ	.....
	電話番号	.....
	FAX番号	.....

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 平成	年度介護職員処遇改善加算の見込額(総額)	円
② 賃金改善所要見込額(総額)		円
※②については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。 ※他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。 賃金改善の方法について		
③ 賃金改善を行う給与項目	基本給、[ ]手当、[ ]手当、[ ]手当、賞与(一時金) その他( )	
④ 賃金改善実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

※ ④については原則毎年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を越えてはならない。  
賃金改善を行う方法(一人当たりの平均増加分等)についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該増加分は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加分も含み、繰引き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。

⑤	賃金改善前(改善前)の状況について記載されたい。	円	⑦ 一人当たり介護職員賃金額(月額平均)	円
(任意記載事項)賃金改善前の状況について記載されたい。				
⑥ 介護職員賃金額(月額平均)				

(2) 賃金改善以外の処遇改善について(別紙様式6を作成している場合、記載を省略できる。)

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備・非正規職員からの正規職員への転換・短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化・休暇制度、労働時間等の改善・職員の増員による業務負担の軽減 その他( )
教育・研修	人材育成環境の整備・資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の区別 その他( )
職場環境	出産、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成・介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康増進の強化・職員休憩室、分室スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実・業務省力化対策 その他( )
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をうたううえで、提出していることを証明いたします。  
平成 年 月 日 (法人名) 印  
(代表者名)





別紙様式 4

都道府県知事  
市 町 村 長

● ● ● ● ● 殿

平成●●年●●月●●日

(法人名)  
(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善加算届出書

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算に関する届出書について、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書 (別紙様式 2)
- ・ その他必要な書類 (就業規則、給与規程、労働保険関係関係成立届等の納入証明書等)

別紙様式 5

介護職員処遇改善実績報告書(平成 年度)

都道府県知事  
市 町 村 長

殿

①	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額	平成 年 月 ～ 平成 年 月
②	加算による賃金改善実施期間	
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)	円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	
⑦	賃金改善所要額(⑥に要した費用の総額)(法定福利費等を含む)	円
⑧	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	円

※ ①については、別紙様式 5 (添付書類 1) により内訳を添付すること。  
 ※ ⑦については、積算の基礎となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)  
 ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類 2 及び添付書類 3 を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)  
(代表者名)

印







# 地域包括ケアシステム推進事業（中山間地域等在宅介護サービス強化事業）（案）

## 1 事業の趣旨及び必要性

今後、さらなる高齢化の進行、認知症高齢者や単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、第5期介護保険事業（支援）計画においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現が最大のテーマである。このため、平成24～26年度において、地域包括ケアシステムの実現を強力に推進するものとし、次の事業に取り組む。

## 2 事業の内容

中山間地域等に居住する高齢者に、県が定める介護サービスを提供する事業者について、当該事業者を支援する保険者を費用助成する。

### (1) 県が定める介護サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 夜間、早朝若しくは深夜における訪問看護及び訪問介護

### (2) 事業主体 市町村（保険者）

### (3) 補助率 1/2

### (4) 助成内容

利用者宅への訪問1回につき、次の基準額を補助する。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基準額 250円/回（県補助額 125円/回）

※ただし、補助上限額は、3,000,000円（県補助上限額1,500,000円）

イ 夜間、早朝若しくは深夜における訪問看護及び訪問介護

基準額 訪問看護 2,000円/回（県補助額1,000円/回）

訪問介護 1,000円/回（県補助額 500円/回）

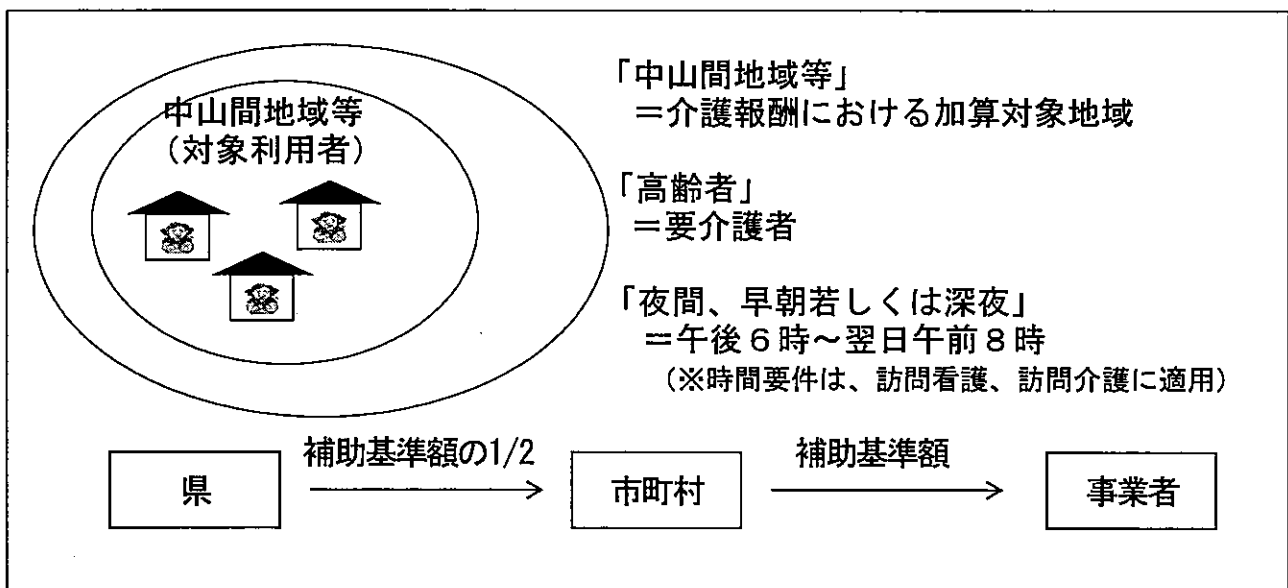
※ただし、訪問介護の補助上限額は1,700,000円（県費補助額850,000円）

## 3 事業期間

平成24年度から平成26年度（集中取組期間）

## 4 平成24年度予算額

37,272千円



## 対象の介護サービス

### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するものであり、「地域包括ケア」を支える基礎的なサービス

適切なアセスメントとマネジメントに基づいて、「短時間の定期訪問」、「随時の対応」を適宜・適切に組み合わせて、1日複数回、「必要なタイミング」で「必要な量と内容」のケアを一体的に提供

### イ 夜間、早朝若しくは深夜における訪問看護及び訪問介護

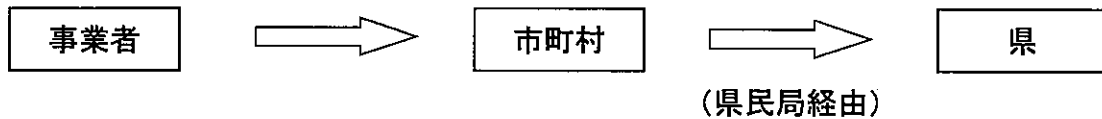
高齢化の進行により、要介護度が高くなるとともに、医療ニーズ等も高まる中、夜間等における訪問サービスにより、在宅生活における安心感を提供



ア、イのいずれも、現に訪問サービスを実施したことを評価して基準額を補助する。

基準額・・・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	250円/回
夜間等における訪問看護	2,000円/回
夜間等における訪問介護	1,000円/回

## 申請のイメージ



利用者別サービス別 訪問回数状況（個表）			サービス別 訪問回数状況（総括表）		
(定期巡回)					
利用者	回数	基準額	種別	回数	基準額
A		250	定期巡回		250
B		250	訪問看護		2000
C		250	訪問介護		1000
計			計		

## 問い合わせ先

岡山県保健福祉部長寿社会課介護保険推進班  
TEL 086-226-7324 FAX 086-224-2215

# 中山間地域等在宅介護サービス強化事業対象地域

(介護報酬における特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域)

H23. 4. 1現在

	全 域	一部地域	対象地域なし	備考
岡山市		○		旧御津町等
玉野市		○		石島
備前市	○			全域
瀬戸内市		○		旧牛窓町
赤磐市		○		旧吉井町等
和気町	○			全域
吉備中央町	○			全域
倉敷市		○		釜島等
笠岡市		○		旧神島内村等
井原市	○			全域
総社市		○		旧池田村等
高梁市	○			全域
新見市	○			全域
浅口市		○		旧寄島町
早島町			○	—
里庄町			○	—
矢掛町	○			全域
津山市	○			全域
真庭市	○			全域
美作市	○			全域
新庄村	○			全域
鏡野町	○			全域
勝央町		○		上香山
奈義町	○			全域
西粟倉村	○			全域
久米南町	○			全域
美咲町	○			全域
	16市町村	9市町	2町	

※詳細は長寿社会課HP ([http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/11845\\_35330\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/11845_35330_misc.pdf)) を参照ください。

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成23年4月1日現在

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策実施地域	振興山村(注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域(旧市町村名)	過疎地域	辺地(注3)
岡山市	犬島	旧宇甘東村(下田・高津・宇甘・中泉) 旧宇甘西村(勝尾・紙工・虎倉) 旧竹枝村(大田・吉田・土師方・小倉) 旧上建部村(建部上・宮地・富沢・田地子・品田)	—	—	旧御津町、旧建部村、旧上建部村、旧鶴田村	旧建部町	あり
玉野市	石島	—	—	—	—	—	あり
備前市	鹿久居島・鶴島・大多府島・頭島・鴻島・曾島	旧神根村(今崎・神根本・高田・和意谷) 旧三国村(加賀美・多麻・都留岐・笹目)	—	—	全域	旧日生町	/
瀬戸内市	—	—	—	—	旧牛窓町	旧牛窓町	あり
赤磐市	—	旧熊山村2-2(勢力・千鉢・奥吉原) 旧山方村(是里・滝山・黒本・黒沢・中山) 旧佐伯北村(稲蒔・光木・石・八島田・暮田) 旧布都美村2-2(合田・中畑・石上・小鎌・西勢実・広戸)	—	—	旧笹岡村、旧熊山村、旧山方村、旧佐伯北村	旧吉井町	あり
和気町	—	旧佐伯村(津瀬・米沢・佐伯・父井原・矢田部・宇生・田賀・小坂・加三方) 旧日笠村(保曾・日笠上・日笠下・木倉)	—	—	旧佐伯村、旧和気町	旧佐伯町	あり
吉備中央町	—	旧津賀村(広面・上加茂・下加茂・美原・加茂市場・高谷・平岡・上野・竹部) 旧円城村(上田東・細田・三納谷・上田西・円城・案田・高富・神瀬・小森) 旧新山村(尾原・笹目・福沢・溝部)	—	—	旧都賀村、旧円城村、旧新山村、旧江与味村、旧豊野村、旧下竹荘村	全域	/
倉敷市	釜島、松島、六口島	—	—	—	—	—	—
笠岡市	高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島	—	—	—	旧神島内村、旧北木島村、旧真鍋島村	—	あり
井原市	—	旧宇戸村(宇戸谷・上高末・烏頭・宇戸)	—	—	旧井原市、旧宇戸村、旧芳井町	全域	/
総社市	—	旧下倉村(下倉) 旧富山村(宇山・種井・延原・槁)	—	—	旧池田村、旧日美村、旧下倉村、旧富山村	—	あり
高梁市	—	旧中井村(西方・津々) 旧玉川村(下切・玉・増原) 旧宇治村(穴田・宇治・遠原・本郷) 旧高倉村(飯部・大瀬八長・田井) 旧上有漢村(上有漢) 旧吹屋町(吹屋・中野・坂本) 旧中村(布寄・羽根・長地・相坂・小泉) 旧大賀村(仁賀・上大竹・下大竹) 旧高山村(高山・高山市・大原) 旧平川村(平川) 旧湯野村(西山・東油野・西油野)	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘敷、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋、備中町布賀	—	全域	全域	/
新見市	—	旧豊永村(豊永赤馬・豊永宇山・豊永佐伏) 旧熊谷村(上熊谷・下熊谷) 旧菅生村(菅生) 旧千屋村(千屋・千屋実・千屋井原・千屋花見) 旧上刑部村(上刑部・大井野) 旧丹治部村(田治部・布瀬) 旧神代村・旧新郷村 旧本郷村・旧万歳村・旧新砥村 旧矢神村・旧野馳村	—	旧新見市、旧大佐町、旧神郷町	全域	全域	/

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

平成23年4月1日現在

市町村名	「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算対象地域(5%:注1)						
	特別地域加算対象地域(15%:注1)			「中山間地域等」に所在する小規模事業所加算対象地域(10%:注1) (※)岡山市及び特別地域加算対象地域を除く地域			
	離島振興対策地域	振興山村 (注2)	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯	特定農山村地域 (旧市町村名)	過疎地域	辺地 (注3)
浅口市	—	—	—	—	旧寄島町	旧寄島町	—
早島町	—	—	—	—	—	—	—
里庄町	—	—	—	—	—	—	—
矢掛町	—	旧美川村(上高末・下高末・宇角・内田)	—	—	旧美川村	全域	—
津山市	—	旧上加茂村・旧加茂町 旧阿波村 旧広戸村(奥津川・川東・市場・案内・羽賀・大吉・西村・日本原・大岩) ※旧新野村の日本原は該当しません。	—	旧津山市、旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村	旧一宮村、旧高田村、旧加茂町、旧阿波村、旧広戸村、旧新野村、旧大井西村	旧加茂町、旧阿波村、旧久米町	あり
真庭市	—	旧富原村(若代・下岩・清谷・曲り・古呂々尾中・若代畝・高田山上・月田本・岩井谷・岩井畝・上・野・後谷) 旧津田村(野原・舞高・旦土・吉・田原山上・上山) 旧湯原町(禾津・釘貫小川・下湯原・田羽根・都喜足・豊栄・仲間・久見・本庄・見明戸・三世七原・社・湯原温泉) 旧二川村(粟谷・黒杭・種・小童谷・藤森) 旧美和村(余野上・余野下・樫西・樫東・目木・三崎・中原・合金屋) 旧美甘村(鉄山・黒田・田口・延風・美甘) 旧中和村(下和・初和・別所・真加子・吉田)	—	旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村	旧北房町、旧勝山町、旧津田村、旧美川村、旧河内村、旧湯原町、旧久世町、旧美甘村、旧川上村、旧中和村	全域	—
美作市	—	旧梶並村(右手・真殿・梶並・楮・東谷上・東谷下) 旧栗広村2-1(長谷内・馬形・宗掛) 旧大野村(川上・滝・野形・桂坪・笹岡) 旧東栗倉村(後山・太田・川東・中谷・野原・東青野・東吉田) 旧豊田村(北原・友野・山口・山外野・大原・猪臥・海内・平田) 旧巨勢村2-1(巨勢・海田) 旧福山村(万善・国貞・鈴家・田淵・柿ヶ原) 旧巨勢村2-2(尾谷) 旧河会村(上山・中川・横尾・北・南・滝ノ宮)	—	旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村	旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村、旧豊田村、旧巨勢村、旧作東町、旧英田町	全域	—
新庄村	—	全域	—	全域	全域	全域	—
鏡野町	—	旧富村(大・楠・富仲間・富西谷・富東谷) 旧久田村(久田上原・久田下原・黒木・河内・土生) 旧泉村(井坂・女原・至孝農・杉・西屋・箱・養野) 旧羽出村(羽出・羽出西谷) 旧奥津村(奥津・奥津川西・下齋原・長藤) 旧上齋原村 旧中谷村(入・山城・中谷)	—	旧奥津町、旧富村、旧上齋原村	全域	全域	—
勝央町	—	—	—	—	—	—	あり
奈義町	—	旧豊並村(馬桑・関本・小坂・高円・皆木・西原・行方)	—	全域	旧豊並村	全域	—
西粟倉村	—	全域	—	全域	全域	全域	—
久米南町	—	旧弓削町(下弓削・西山寺・松・上弓削・塩之内・羽出木・全間・仏教寺・下二ヶ・上二ヶ・泰山寺)	—	—	旧弓削町、竜山村	全域	—
美咲町	—	旧倭文西村(北・南・里・中) 旧江与味村2-2(江与味) 旧西川村(西併和・西川・西川上)	上口・小山・栃原・中併和・東併和・西	—	旧大併和村、旧旭町、旧吉岡村、旧南和気村	全域	—

注1: 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を除く。

注2: 振興山村、豪雪、特定農山村、過疎は平成合併前の旧市町村名で指定されています。

注3: 辺地については、別表(辺地地域一覧表)により御確認ください。なお、他の法律により各市町村の全域が対象地域となっている場合には辺地名の記載を省略しています。

注4: 加算対象地域であるか、地名のみでは判断できない指定地域があります。具体的な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

別表(辺地地域一覧表)

平成23年4月1日現在

市町村名	辺地名
岡山市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 山上・石妻,杉谷,犬島,畑鮎,金山寺,北野,勝尾・小田,角石畝,野口,田地子上,土師方上,大田上,和田南,三明寺,東本宮
津山市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 物見,河井・山下,倉見,黒木,西谷・中土居,尾所,大杉,大高下,奥津川,油木上,八社
玉野市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 石島
笠岡市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 高島,白石島,北木島,真鍋島,飛島,六島
総社市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 延原・宇山,岩屋・新山
瀬戸内市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 子父雁
赤磐市	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 是里東,是里中,是里西,滝山,中山,八島田,暮田,戸津野,中勢実,石・平山,合田・中畑,小鎌・石上,西勢実
和気町	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 大成,大杉・加賀知田,上田土,南山方・丸山,奥塩田,北山方,室原,岸野
勝央町	※辺地名のため、詳細は市へ確認のこと。 上香山

注1 辺地の詳細な対象地域については、各市町村にお問い合わせください。

注2 特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表において、他の法律により、各市町村の全域が対象地域となっている場合は辺地名の記載を省略しています。

# 結核にご用心！

＝結核は今でも身近な感染症です＝  
 岡山県内では近年、毎年新しく結核と診断されている方は約300人余、  
 結核の健康管理を受けている方は約700人います。決して過去の病気ではないのです。

長引く咳、痰、血痰、胸痛、発熱、体重減少  
 こんな症状があったら「結核」も疑って  
 医療機関で受診するよう勤め、早期発見に努めましょう！

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第104号）  
 （定期の健康診断）  
 第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含む。修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の事業又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

●結核定期健康診断の対象者及び回数  
 ① 事業所における定期健康診断の対象者（専修学校及び各種学校、老人保健施設、社会福祉施設、病院、診療所等の医療機関、老人保健施設、社会福祉施設（※）の従事者・・・年1回）  
 ② 学校長が行う学生又は生徒への定期健康診断  
 ③ 施設長が行う収容者への定期健康診断

※社会福祉施設 救護施設、更生施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生保護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設）、知的障害者保護施設（知的障害者更生施設、知的障害者修学施設、知的障害者通所施設）、婦人保護施設

## ■お問い合わせは各保健所保健課・支所へ（連絡先は下記をご覧ください）

地域	保健所・支所	電話番号	FAX番号
玉野市・瀬戸内市・吉備中央町	玉野市保健所	703-8278	岡山県中邑吉野町1-117 086-272-3934 086-271-0317
備前市・赤松町	備前市保健所	709-0482	和気郡和気町和気487-2 0869-92-5180 0869-92-0100
総社市・早島町	備中 備前市保健所	710-8530	岡山県早島町1083 086-434-7024 086-435-1941
笠岡市・井原市・津和野市・里庄町・赤穂町	井原市保健所	716-8502	笠岡市六津町2-5 0865-69-1675 0865-63-5750
高梁市	備北 備前市保健所	716-8585	高梁市高梁町西286-1 0866-21-2836 0866-22-8098
新見市	新見市保健所	718-8550	新見市常盤2400 0864-772-5691 0864-72-8557
真庭市・新庄町	真庭市保健所	717-6013	真庭市橋本1591 0867-44-2980 0867-44-2917
東出雲市・井原市・美郷町・久米町	東出雲市保健所	708-0051	美郷町下114 0866-23-0163 0866-23-6129
東作市・美郷町	東作市保健所	707-8585	東作市入田291-2 0868-73-4054 0868-72-3731
岡山市	岡山市保健所	760-8546	岡山市北区藤田町1-1-1 086-803-1262 086-803-1758
倉敷市	倉敷市保健所	710-0834	倉敷市蓮花170 086-434-9810 086-434-9805

岡山県知事  
 岡山市長  
 倉敷市長

受診した  
 検診機関又は医療機関名

1  
 2  
 3

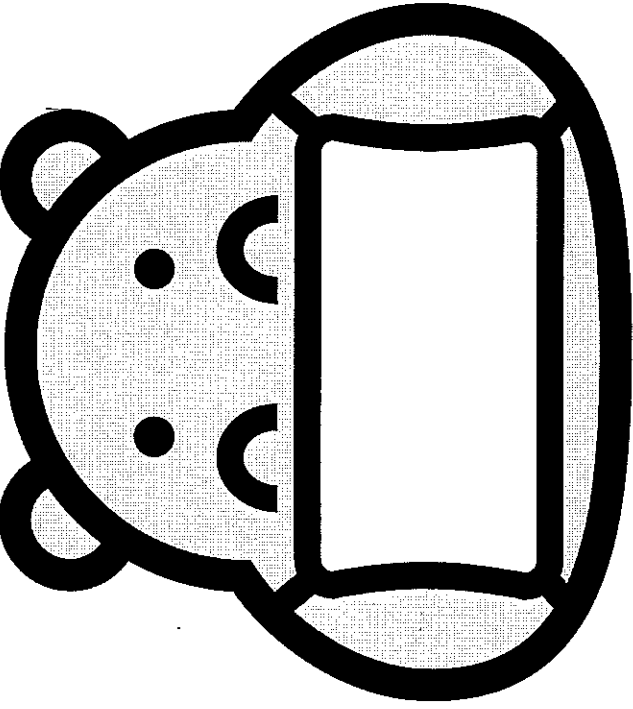
(実施義務者)  
 所在地  
 名称  
 代表者名  
 連絡先 TEL

(担当者名)

区分	学校		医療機関	社会福祉施設	介護老人保健施設	刑事施設
	入学者数	学年(高校生以上)				
対象者の区分	数		事 務 係	事 務 係	事 務 係	事 務 係
対象者数	数		事 務 係 (65歳以上)	事 務 係	事 務 係	事 務 係 (20歳以上)
受診者数	数					
一次検査	検影者数					
	検影後検査者数					
	検影検査受診者数					
事後措置	要精密検査済者数					
	精密検査受診者数					
結核患者数						
結核患者のうち、結核発病のおそれがあると診断された者						

(提出先) 事業所所在地を管轄する保健所保健課・支所(裏面連絡先を参照してください)(FAX可)  
 (報告期限): 翌年度の4月10日までに提出してください。

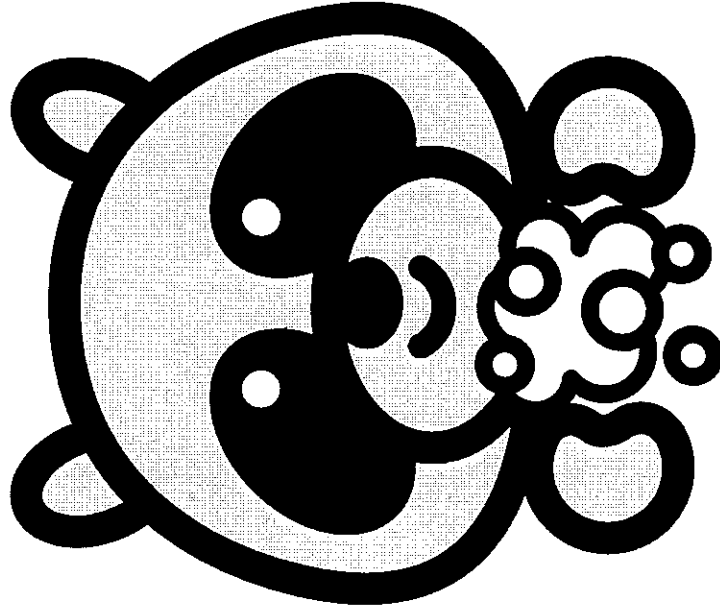
※期限を待たず、できるだけ速やかに二報告くださいとさせていただきます。  
 ※結核定期健康診断未実施の場合、その理由をお知らせください。



症状があるときはマスク、せきエチケットもわすれずに

せき、くしゃみなどの症状があるときは、きちんとマスクを。人にむかってせず、とっさに出そうときは、顔をそらして、ティッシュなどで口と鼻をおおいます。

# 手を洗う。



外出したあとは、こまめに、ていねいに手洗いを

せっけんやハンドソープをつかって、手のひらから手の甲、指の間やつめの間、手首までしっかりと。洗ったあとは、きれいなタオルなどで十分にふきとります。

# お口をガバ！

インフルエンザの流行にそなえて、一人ひとりができること。外出したあとは、こまめに、ていねいに手を洗いましょう。せき、くしゃみなどの症状があるときは、きちんとマスクを。まわりの人につまさないよう、せきエチケットもわすれずに。みんなでももりたい、インフルエンザ対策のおやくそくです。

- 1 件名 老人施設におけるインフルエンザ集団感染と死亡事例について
- 2 事例  
有料老人ホームにおいて、入居者6名職員5名がインフルエンザと診断されました。これらの方を含め発熱等症状のあった方が25名おられました。このうち入居者3名(85歳女性、92歳女性、93歳女性)が入院先で死亡されました。内1名はインフルエンザの感染が診断されています。現在、新たな発症者はおらず、引き続き感染防止対策と必要な治療を行っています。
- 3 経緯  
2月5日(日) 施設より岡山市保健所に集団発生の連絡あり。  
2月6日(月) 施設へ電話で内容を確認し、指導する。  
2月14日(火) 施設より定時外に再度集団発生の連絡あり。  
2月15日(水) 施設へ立入り調査及び指導を行う。

## 4 状況

	人数	うち有症状者	インフルエンザ確定	入院患者数	死亡者
入所者	77	20	6	7	3
職員	29	5	5	0	0
合計	106	25	11	7	3



# ノロウイルス食中毒 注意報発令!

ノロウイルスは嘔吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を引き起こす食中毒の原因となるウイルスで、主に冬場を中心として流行します。

主な原因は、ノロウイルスに感染した調理従事者の手などを介して、食品を汚染させること（2次感染）によるものです。

また、ノロウイルスは二枚貝の内臓に蓄積されていることもあるので、取り扱いに注意しましょう。

## ★予防のポイント

### 調理者の感染を防ぐ

- ノロウイルスの感染予防には手洗いが最重要です!
- 外から帰ってきた後や食事前の手洗いを日常から徹底しましょう。
- また、家庭内での感染も起きやすいので、調理者は家族の健康状態にも注意しましょう。



### 調理時に注意すること

- 加熱して食べる食品は、中心部までしっかり加熱しましょう。  
(中心部85℃以上で1分間以上)
- 食器、調理器具は使用の都度、洗浄・消毒をしましょう。
- 調理前、トイレの後の手洗いを徹底しましょう。
- 調理者は、下痢や風邪に似た症状のある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。
- ノロウイルスに感染しても、症状が現れずに便にウイルスを排出している場合(不顕性(ふけんせい)感染)があります。健康状態にかかわらず日頃から手洗いの徹底を心掛けましょう。



中心温度85℃以上、  
1分間以上

岡山県マスコット ももっち



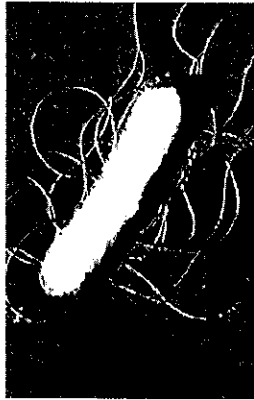
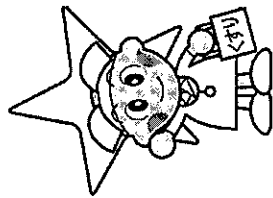
注意!

★ノロウイルスには「× アルコール」や「× 逆性石けん」は効果が期待できません! 「○ 次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)」を使用しましょう。(通常の消毒(吐物等の消毒)の希釈方法→6%原液をペットボトルキャップ1杯(5杯)とって1.5リットルにする。注)作った当日に使い切りましょう。また、誤飲に注意してください)

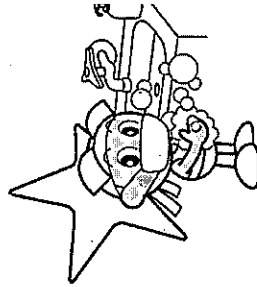
★手指は、石けんをよく泡立ててしっかりもみ洗いし、水で十分にウイルスを洗い流すことが大切です。

# 腸管出血性大腸菌(O157等)感染症に 要 注 意 !!

現在、岡山県内では、腸管出血性大腸菌感染症の患者さんが多数発生しています。次のことに気をつけて、暑い夏を乗り切りましょう。



0157の顕微鏡写真



「岡山県マスコット ももっる」

食中毒と同じ方法で予防できます。

- ◎調理前、食事前、用後は手をよく洗いましょう。
- ◎台所は清潔に保ち、まな板、ふきん等の調理器具は十分に洗浄消毒しましょう。
- ◎生鮮食品や調理後の食品を保存するときは、冷蔵庫(10℃以下)で保管し、早めに食べましょう。
- ◎食肉など加熱して食べる食品は、中心部まで火を通すとともに、焼き肉などの際は、生肉を扱うはしと食べるはしを別々にしましょう。
- ◎また、乳幼児や高齢者等、抵抗力の弱い人は、生で肉を食べないようにしましょう。
- 気になる症状があるときは、早めに医師の診断を受けましょう。
- ◎主な初期症状は、「腹痛」、「下痢」などで、更に進むと水様性血便になります。

患者からの二次感染に気をつけましょう。

- ◎二次感染を防止するため、患者の便に触れた場合は、手をよく洗い消毒しましょう。
- ◎患者が入浴をする場合は、シャワーのみにするか、最後に入浴するなどしましょう。
- ◎患児が家庭用ビニールプールで水遊びをする場合、他の幼児とは一緒に入らないようしましょう。

◎なお、患者が衛生に配慮すれば、二次感染は防止できますので、外出の制限等は必要ありません。

## 「腸管出血性大腸菌」とは

大腸菌の多くは、人や動物の腸内に住んでいて、一般的には病気の原因になることはありません。

しかし、O157に代表される腸管出血性大腸菌は、腹痛や血便などの症状を起こすだけでなく、乳幼児や高齢者では、貧血や尿毒症を併発して、命にかかわることもあります。この菌は、牛などの家畜の腸管にすることがあり、そのふん便がさまざまな経路で食品や水を汚染することが感染の原因につながると考えられています。詳しくはまたよくわかっていません。



また、患者さんの便を介して、人から人に感染したり、食品を不衛生に取り扱ったために、食品から食品へ菌が移ってしまい、感染が広がることもあります。

## 電話相談窓口（岡山県内の保健所）

名称	所在地	電話
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3934
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1262
備前保健所東備支所	和気郡和気町和気487-2	0869-92-5180
備中保健所	倉敷市羽島1083	086-434-7024
倉敷市保健所	倉敷市笹沖170	086-434-9810
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
備北保健所	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
備北保健所新見支所	新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市勝山591	0867-44-2990
美作保健所	津山市橋高下114	0868-23-0163
美作保健所勝英支所	美作市入田291-2	0868-73-4054

岡山県健康推進課ホームページ  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=36](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=36)  
 岡山県感染症情報センターホームページ  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=309](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=309)

# はしか(麻しん)が発生しております。 ご注意ください。

美作保健所管内にて本年5例の麻しん患者が発生しております。  
県として、現在、感染拡大防止に努めているところです。

## 【麻しんは】

ウイルスに感染した後、約 10 日を経て、発熱、咳、鼻水が出はじめ、数日後、発疹が現れます。肺炎や脳炎を引き起こすことがあり、1000 人に 1 人程度の割合で命をおとすことがあります。

感染力は非常に強く、免疫がない人が麻しん患者と接すれば、ほぼ確実に感染します。

※麻しんにかかったことがある人・麻しんワクチンを2回接種した人は、ほとんどかかりません。

## 【発症した時】

麻しん患者への接触歴があり、上記のような症状が認められた方は、医療機関に麻しんの可能性のある旨を伝え、医療機関の指示に従って、マスクをして受診して下さい。

周りに感染拡大させないために咳エチケット、外出自粛などの注意が必要です。

特に、保健・医療関係者、福祉関係者、教育関係者、その他、多数の人々と接触される方はご留意下さい。

## 【麻しん患者と接触した時】

麻しんワクチンの緊急接種にて発症や重症化の予防効果が期待できます。(接触後72時間以内が望ましい。早いほど良い。)

対応は、麻しんワクチン接種歴、麻しんの既往歴などにより異なります。詳しくは、最寄りの保健所へお問い合わせ下さい。

## 【麻しんの予防接種】

唯一の予防方法は麻しんワクチン接種を2回受けておくことです。定期予防接種対象者(1歳、小学校就学前1年間、中学1年生相当、高校3年生相当)は平成24年3月31日まで無料で接種できます。是非、接種して下さい。また、その他の未接種の人も、接種を受けることをお勧めします。

# 介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針

## 1 目的

介護保険法に基づく運営基準等において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供による事故発生の防止並びに発生時の対応について、必要な措置が定められている。

しかし、介護保険施設等における介護サービス提供中の重大な事故が後を絶たず、高齢者の生命・身体の安全の確保が最優先の課題となっている状況である。

このため、介護サービスの提供に伴う事故発生の未然防止、発生時の対応及び再発防止への取組等について次のとおり指針を定め、もって、利用者又は入所者等の処遇向上を図ることを目的とする。

## 2 事故発生の未然防止

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくこと。
- ② 管理者は、従業者に対し、事故発生の防止に関する知識等を周知するとともに、事業所外の研修等を受講させるよう努めること。

### (2) 施設サービス事業者

- ① 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。  
(上記、指針、委員会及び研修についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 3 事故発生時の対応

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

### (2) 施設サービス事業者

- ① 事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- ② 当該利用者の家族、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)等に連絡・報告を行うこと。
- ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(記録は2年間保存すること。)

## 4 事故後の対応及び再発防止への取組

### (1) 居宅サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業者に周知徹底すること。

### (2) 施設サービス事業者

- ① 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ② 事実の報告及びその分析を通じた改善策を職員に対し周知徹底すること。

(上記、報告、分析等についての詳細は、基準省令及び解釈通知を参照すること。)

## 5 県(所管県民局健康福祉部)への報告

### (1) 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

- ① サービス提供による利用者の事故等
- ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関で治療又は入院したものと及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。(事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するものと及び第三者によるもの(例:自殺、失踪、喧嘩)を含む。)

イ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

- ② 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ他)の集団発生
- ③ 従業員の法律違反、不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの
- ④ 火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

### (2) 報告事項

県(所管県民局健康福祉部)への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、別紙様式の各項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

### (3) 報告手順

事故等が発生した場合、速やかに家族等に連絡し、県(所管県民局健康福祉部)及び市町村(所在市町村及び保険者)に報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村に報告する。

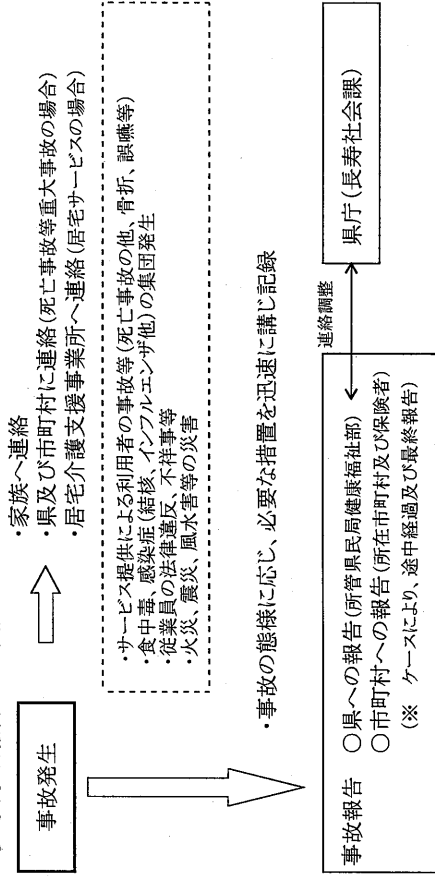
#### ① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生時の連絡を行い、その後、速やかに報告書を提出する。

#### ② 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

### ※ 参考(事故報告フロー図)



・事故の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じ記録

(報告様式)

第1報：平成 年 月 日

第2報：平成 年 月 日

### 介護保険事業者・事故報告書

#### 第1報（発生後速やかに報告）

事業所	名称			サービス種類	
	所在地			電話番号	
	報告者	職名	氏名		
利用者	氏名	(男女)		被保険者番号	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)	要介護度	要支援( )・要介護( )	
事故の概要	発生日時	平成 年 月 日( ) 午前・午後 時 分 頃			
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> その他( )			
	事故種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 失踪 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症等( ) <input type="checkbox"/> その他( )			
	事故結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> その他( )			
事故発生時の具体的状況				報告先	報告・説明日時
				医師	/ : :
				管理者	/ : :
				担当CM	/ : :
				家族	/ : :
				県民局	/ : :
				市町村	/ : :
	/ : :				

#### 第2報（第1報後2週間以内）

事故後の対応（利用者の状況、家族への対応等）
損害賠償 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
事故の原因
再発防止に関する今後の対応・方針

注1 介護サービス提供中に事故等が発生した場合に、この報告書を県（所管県民局）に提出してください。  
 注2 第2報提出時に事故対応が未完結の場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを、今後の対応・方針欄に記載してください。なお、記入欄が不足する場合は、必要に応じ別に記載してください。

## 岡山市・倉敷市・新見市への権限移譲について

岡山県では、平成24年度から介護保険法に基づく指定（許可）等の事務が岡山市・倉敷市・新見市に移譲されることとなりますので、お知らせします。

### 記

1 移譲時期 平成24年4月1日から

### 2 移譲事務

介護保険法に基づく次の事務

- ① 事業所等の指定（開設許可）に関する事務（指定（許可）の更新を含む。）
- ② 事業所等からの変更、廃止、休止、再開の届出に関する事務
- ③ 介護老人保健施設の変更許可に関する事務
- ④ 介護報酬算定体制に関する事務
- ⑤ 事業所等の指導監督に関する事務
- ⑥ 「人員、設備、運営の基準」に係る条例制定に関する事務（※新見市を除く。）

### 3 新しい事務手続きに関する窓口（上記2）

（岡山市）【上記2①～⑥の事務】

岡山市保健福祉局介護保険課指導係 電話086-803-1243

（※平成24年4月1日に組織改正を予定されており、照会先が変更となる場合があります。）

（倉敷市）【上記2①～④、⑥の事務】

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課 電話086-426-3343

【上記2⑤の事務】

倉敷市保健福祉局指導監査課 電話086-426-3297

（新見市）【上記2①～⑤の事務】

新見市福祉部福祉課施設指導係 電話0867-72-6125

### 4 その他

- ① 平成24年3月30日までに申請、届出されたものは、県と同等の基準等で審査等を行います。
- ② 平成24年3月30日までに申請、届出されたものの一部について、岡山市、倉敷市、新見市で事務処理を行うものがあります。
- ③ 平成24年4月2日以降は、岡山市、倉敷市、新見市へ申請・届出を行ってください。
- ④ 各市の審査基準、申請期限、添付書類等が県と異なる場合がありますので十分注意してください。
- ④ 岡山県長寿社会課のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>) に『権限移譲に係るQ&A』を掲載しておりますので御参照ください。